

公 示 日 : 2026 年 1 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 25a00900

国 名 : エチオピア

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第二グループ 第四チーム

調 達 件 名 : エチオピア国 コメ生産向上に向けた技術移転能力強化プロジェクト  
(エチオライス2) 終了時評価調査(評価分析)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2026 年 3 月中旬から 2026 年 5 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.97
- (3) 業務日数 : 

準備業務	現地業務	整理業務
10 日	29 日	10 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2026 年 2 月 13 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( <https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER> )

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知:2026 年 2 月 25 日(水)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等:

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種: 生後 9 か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。

## 6. 業務の背景

エチオピア連邦民主共和国(以下、「エチオピア」という。)では、主食(インジェラ)の原料となるテフを主要穀物としているが、近年テフにコメを混ぜてインジェラを作るなど食文化の多様化が進みつつあり、コメの国内消費量は急速に伸びている(2009年 100,000t、2016年 400,000t)。

こうしたコメの重要性に鑑み、エチオピア農業省は食糧安全保障への貢献、及び農家の生計向上が期待されるコメを、2007年に「ミレニアム・クロップ」とし、稲作振興を重点課題の一つとして位置づけている。コメの総生産面積は約 10,000ha(2006年)から 63,000ha(2019年)以上に増加し、生産量は 71,316t(2008年)から 171,000t 以上(2019年)に増加した。しかしながら、コメ需要が急激に増加しパキスタンやインドなどからのコメの輸入量が飛躍的に増加したことにより、2008年には 60%であったエチオピアのコメの自給率は、2016年には 20%にまで減少した。コメはエチオピアにおいて比較的新しい作物であることから、テフ、小麦、メイズといった伝統的な主要作物に比べ、研究者や技術者の育成は大きく遅れていると同時に、基本的な栽培技術の農家への普及体制の確立、コメの生産地域の拡大が必要な状況にあった。

上記背景のもと、エチオピア農業研究機構(Ethiopian Institute of Agricultural Research。以下、「EIAR」という。)は、2013年に過去の無償資金協力による見返り資金を主な財源として、アムハラ州フォガラ地区に稲作研究及び振興の拠点となるフォガラ国立イネ研究研修センター(Fogera National Rice Research and Training Center。以下、「FNRRTC」という。)を新たに設立した。我が国は、同センターへの技術面での協力要請に基づき、「国立イネ研究研修センター強化プロジェクト」(2015年 11月～2021年 6月)(以下、先行案件)を開始し、FNRRTCが研究機関としての機能を確立すること、

及び、フォガラ地区周辺の稲作振興に取り組んだ。しかしながら EIAR 傘下の他の研究所のようにハブ機関としての機能を有するまでには至っておらず、コメの国内生産量増加に向けた、コメ農家圃場での生産性向上やエチオピアにおける稲作の面的拡大には更なる研究・研修能力の向上が必要な状況にある。このような背景のもと、本事業が 2021 年 9 月に開始された。2023 年 8 月以降はアムハラ州の治安悪化に伴いアディスアベバからの遠隔業務が続いている。

今回実施する終了時評価調査は、2026 年 9 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の関連データ、実績、成果をとりまとめて評価、確認し、プロジェクト完了報告書に記載すべき内容を事前に整理するとともに、プロジェクト成果の今後の展開を検討するにあたって必要となる情報を収集し、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。なお、本終了時評価調査は本団員 1 名のみで実施し、エチオピア政府に対しては調査結果に係る協議、合意ではなく調査結果を報告、共有する形式とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2026 年 3 月中旬～2026 年 3 月下旬)
  - ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。現地調査を円滑に実施できるよう、評価にあたって必要な資料はプロジェクトチームと調整の上事前に収集すること。
  - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他エチオピア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を提案する。作成した質問票(案)及び配布対象者リスト(案)は、現地派遣 8 営業日前までに JICA に提出する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配付及び回収時期・方法等を工夫すること。
- ④ JICA 経済開発部及びエチオピア事務所との事前打ち合わせやプロジェクトチームとの打合せに参加する。
- ⑤ 現地での円滑な調査実施のため、現地渡航前にオンラインでエチオピア側 C/P に対し本専門家業務の概要や目的を説明する。

## (2) 現地業務(2026 年 3 月下旬～2026 年 4 月下旬)

- ① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、とりまとめ、整理を行う。プロジェクト対象地域への渡航が制限されているため、アムハラ州関係者との面談はオンラインや電話等になる可能性がある点に留意すること。面談記録は遅くとも面談実施の翌々日までには JICA 経済開発部及びエチオピア事務所に共有すること。

調査事項には、下記の点(プロジェクト成果の今後の展開を検討するにあたって必要となる情報収集含む)を含めること。

ア)FNRRTC の研究・研修機能強化(PDM 成果 1 関係):コメ研究・研修人材の育成、研修教材、施設機材整備等、FNRRTC が研究・研修機関として機能するために本プロジェクトが貢献した点及び課題を整理する。

コメ研究・研修人材の育成については、プロジェクトによって能力強化された部分を明らかにするとともに、彼らの知識技能がアムハラ州以外の稲作地域にも有用なものであるか確認する。

研修教材については、プロジェクトで作成された教材(栽培技術や農

業機械関連等。一部に先行案件である「国立イネ研究研修センター強化プロジェクト」の作成教材を含む)を整理するとともに、利用実態を確認する。あわせて、アムハラ州、オロミア州及び南西州における稲作に係る普及員向け研修及び農家研修の実態(開催頻度と時期、研修内容、利用教材)を調査する。プロジェクト対象地域のアムハラ州だけでなくオロミア州及び南西州を含むのは、今回の調査結果を基に今後の研修教材の活用を検討するにあたり、州ごとの既存の研修内容の違いを確認するためである。

- イ) Large Scale Demonstration(大規模展示活動、通称 LSD。)の概要と結果(PDM 成果 2 関係):これまで EIAR が通常業務として実施してきた LSD やクラスターアプローチ等の普及手法と比較し、プロジェクトが介入した LSD のデータをわかりやすく取りまとめ実績や課題、特徴を特定する。あわせて、オロミア州及び南西州における LSD やクラスターアプローチの実態を調査する。プロジェクト対象地域のアムハラ州だけでなくオロミア州及び南西州を含むのは、「7. 業務の内容」(2)現地業務③アに同じ。
- ウ) 種子 LSD の概要と結果(PDM 成果 2 関係):FNRRTC が実施している EGS(Early Generation Seed)生産やアムハラ州における認証種子生産体制、プロジェクト対象地域農家のコメ種子入手方法の概要を調査する。州によって種子生産体制が異なる可能性があるため、オロミア州及び南西州における EGS(Early Generation Seed)生産や認証種子生産体制、小規模農家のコメ種子入手方法についても同様に調査する(オロミア州及び南西州の調査理由は、「7. 業務の内容」(2)現地業務③アに同じ)。その上で、プロジェクトが介入した種子 LSD のデータをわかりやすくとりまとめ実績や課題、特徴を特定する。
- エ) 精米機デモンストレーション(PDM 成果 3 関係):プロジェクトの実施した精米機デモンストレーションは開始から間もない状況だが、ここまでの活動実績をとりまとめる。あわせて、FNRRTC 研究員、対象普及員や農家、対象地域のサービスプロバイダーの反応を確認する。
- オ) 稲作に係る知見の共有(PDM 成果 4 関係):エチオピアにおける稲作に係る情報共有のプラットフォームの概要(参加者、開催頻度、議事)

を整理するとともに、ニーズの高い情報共有事項について関係者から聞き取りを行う。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。治安悪化による渡航制限下の活動である点に留意すること。
- ⑤ 準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、JICA 経済開発部及びエチオピア事務所と協議の上、評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)を取りまとめる。報告書(案)の取りまとめに当たっては、JICA 経済開発部及びエチオピア事務所によるコメントを反映し協議の上で最終化できるようスケジュールを調整すること。
- ⑥ 調査結果やエチオピア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)を作成する。特にプロジェクト目標、上位目標の指標については現状の課題を把握の上、JICA 経済開発部及びエチオピア事務所と協議の上修正案を作成すること。
- ⑦ 評価報告書(案)をエチオピア側 C/P に報告、共有する。
- ⑧ 現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2026年5月上旬～2026年5月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 報告会において報告する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1)業務完了報告書

2026年5月29日(金)までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書(英文)
- ② 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I . 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下の通りです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2026年3月28日～4月25日を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、本業務従事者1名のみです。

#### ③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり

イ) 宿舍手配:あり

ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上:なし

オ) 現地日程のアレンジ:プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。なお、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・「コメ生産向上に向けた技術移転能力強化プロジェクト(エチオライス2)」モニタリングシートVer.1～Ver.3

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・「コメ生産向上に向けた技術移転能力強化プロジェクト(エチオライス2)」事前評価表  
[2021\\_1902542\\_1\\_s.pdf](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた

方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上